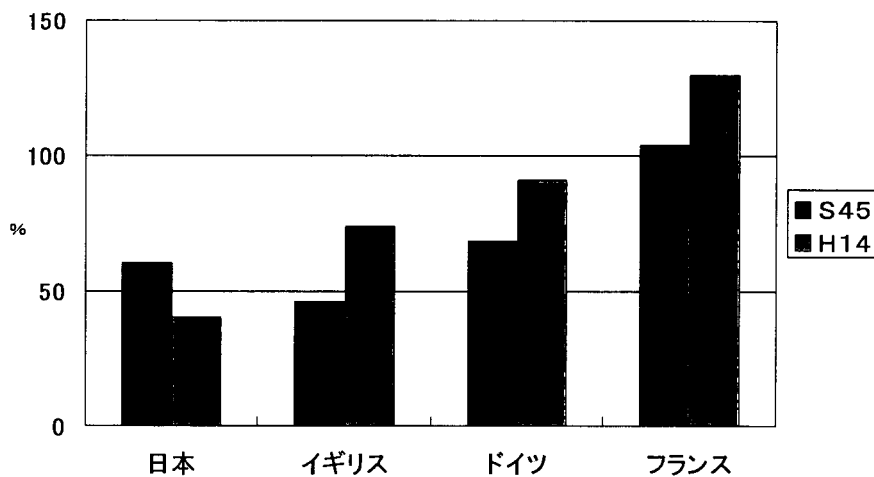


# 輸入食品の安全確保について

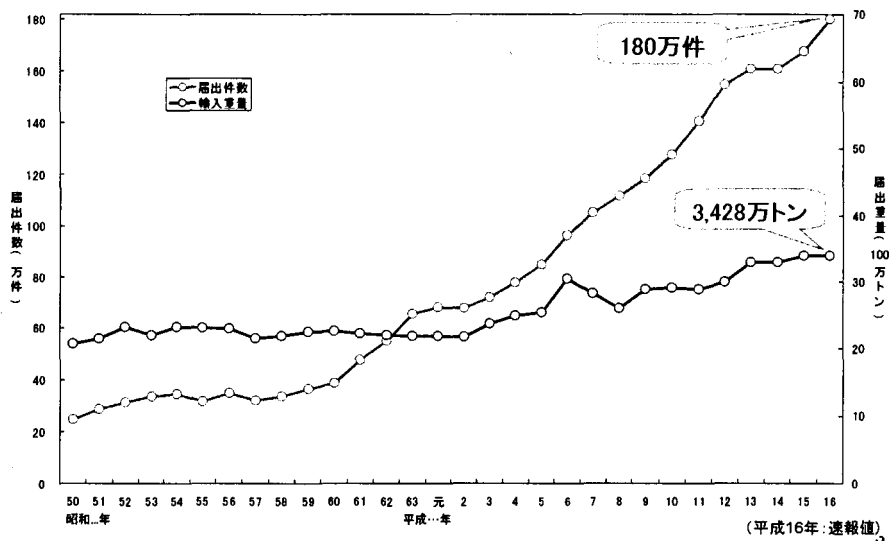
平成18年2月24日  
厚生労働省医薬食品局食品安全部

## 主要先進国の総合食料自給率 (カロリーベース)

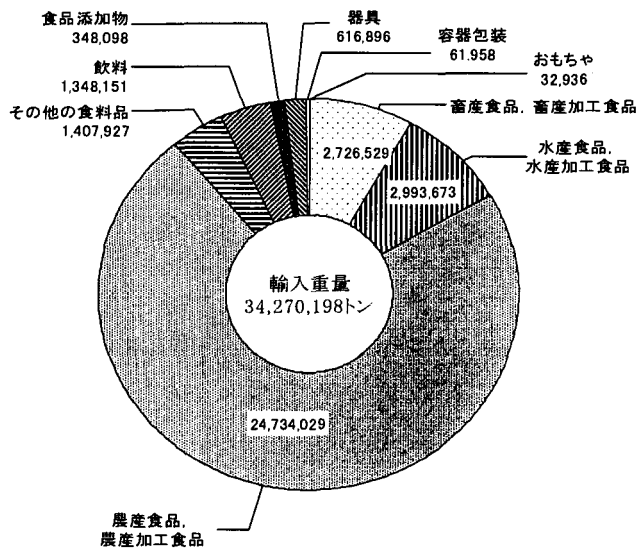


※農林水産省「供給熱量総合食糧自給表」より

## 食品等の輸入届出件数・重量推移



## 食品等の輸入の状況(平成16年)



## 安全確保の基本的な考え方

- 国の内外における食品供給行程の各段階において適切な措置を講じることにより行う(食品安全基本法)
- 3段階での適切な対応が必要
  - 輸出国における対策
  - 水際(輸入時)での対策
  - 国内流通時での対策

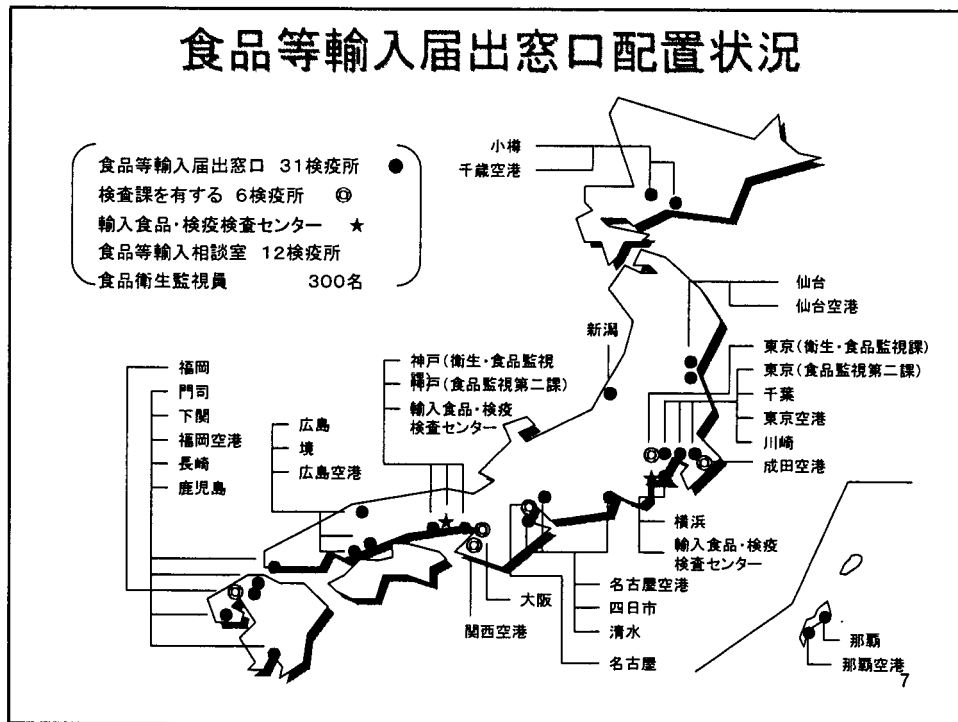
5

## 輸入時に重点的に監視指導を実施すべき項目

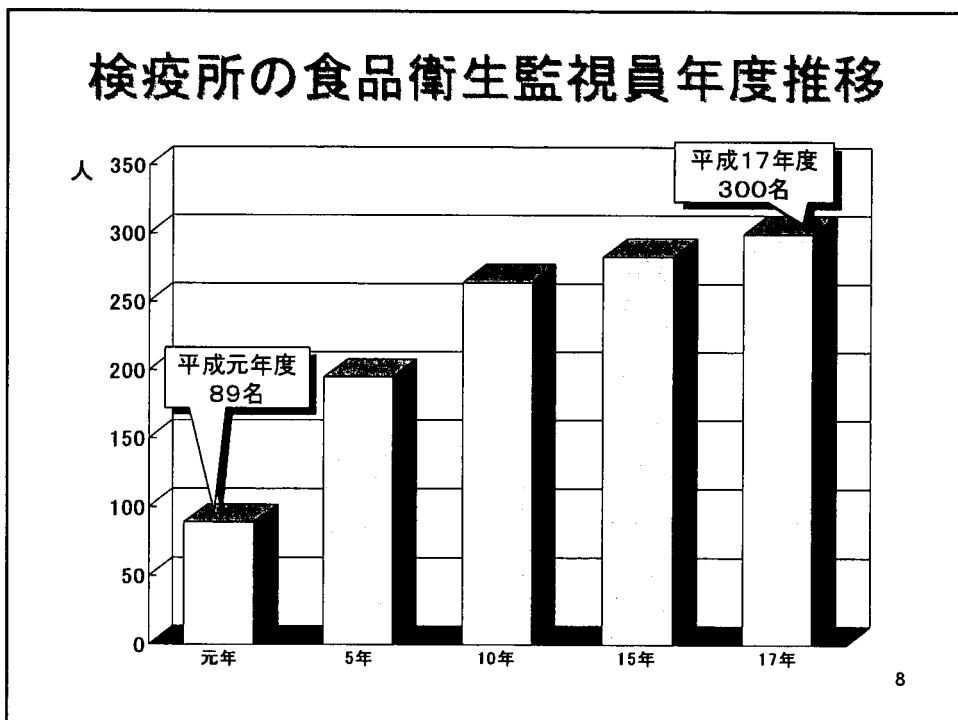
- 輸入届出時における法違反の有無のチェック
- 輸入者への指導
- 輸入時検査の実施
- 海外情報等に基づく緊急対応

6

## 食品等輸入届出窓口配置状況



## 検査所の食品衛生監視員年度推移



## 食品等の輸入の届出

食品等を輸入しようとする者は厚生労働大臣に届出なければならない(食品衛生法第27条)

### 届出が必要なもの

- ◆食品
- ◆添加物
- ◆器具
- ◆容器包装
- ◆乳幼児を対象とするおもちゃ

9

### 届出事項

- ◆輸入者の氏名、住所
- ◆食品等の数量、重量
- ◆使用されている添加物の品名
- ◆加工食品の原材料、製造又は加工方法
- ◆食品衛生法による規格基準への適合

### 食品の種類によって必要な書類

- ◆食肉及び食肉製品:輸出国政府機関の衛生証明書
- ◆フグ:輸出国公的機関の衛生証明書

10

## 輸入者への自主的な衛生管理 の実施に関する指導

- 食品安全基本法

営業者は食品の安全性の確保について、  
第一義的責任を有する



- ◆ 輸入前相談
- ◆ 自主検査の実施
- ◆ 記録の保存 等

11

## 輸入者への自主的な衛生管理 の実施に係る指導

- ⊕ 基本的指導事項を踏まえ、輸入前指導の実施  
(特に初めて輸入する食品の場合や違反事例  
のある食品)
- ⊕ 輸入前指導による違反発見→改善指導、輸入  
見合わせ指導
- ⊕ 自主検査の指導
- ⊕ 記録の保存
- ⊕ 輸入者、通関業者、倉庫業者への食品衛生に  
関する知識の普及啓発

12

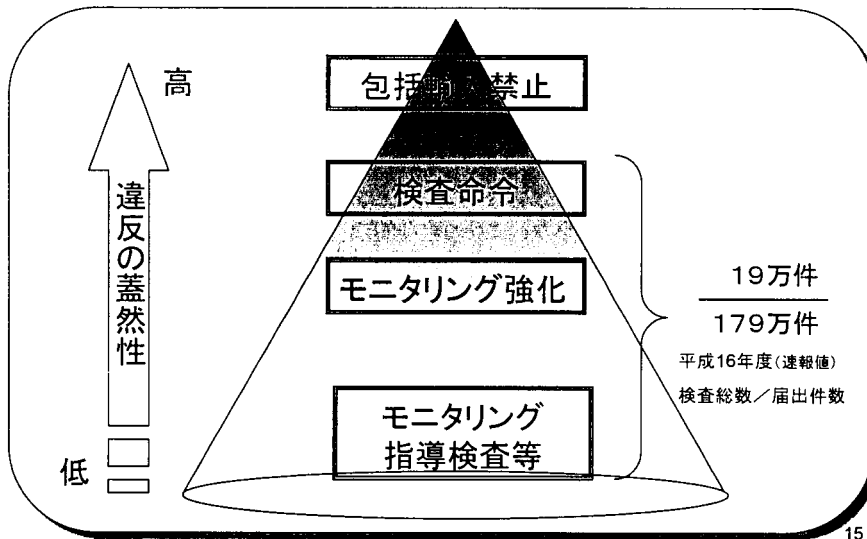
## 輸入者に対する基本的 指導事項

	輸入時における 危害要因等 (代表的な事例)	事前の確認事項	定期的確認事項 (初回輸入時を含む)	輸送及び保管時 の確認事項
食品等一般 (共通事項)	・規格基準不適合 (清涼飲料水、食 肉製品、冷凍食品 等)	・製造工程、製品に 使用されている原 材料及び添加物 の正確な名称・割 合等の生産・製造 者への確認	・製造工程、原材料等 に変更がないこと ・定期的な試験検査に よる成分規格等の 適合の確認	・保存基準の遵守 ・事故の有無
農産物及び その加工品	・残留農薬 (生鮮品、簡易加 工品等)	・農薬の使用状況	・収穫前、収穫後にお ける農薬の適正な用 法、用量の遵守 ・定期的な試験検査に よる残留農薬の確認	・収穫後における 農薬の使用の 有無
畜産物及び その加工品	・残留動物用医薬 品、飼料添加物	・動物用医薬品、飼 料添加物の使用 状況	・動物用医薬品、飼料 添加物の適正な用法、 用量、休薬期間等の 遵守	

## 輸入時における検査制度

- ・ **モニタリング検査**
  - 年間計画に基づく検査  
平成17年度 7万7000件
  - 試験結果の判明を待たずに輸入可能
  
- ・ **検査命令**
  - 食品衛生法の不適合の可能性が高い食品等
  - 輸入者が費用負担、試験結果判明まで留置き
  
- ・ **その他の検査**
  - 自主検査の指導

# 輸入時の検査体制の概要

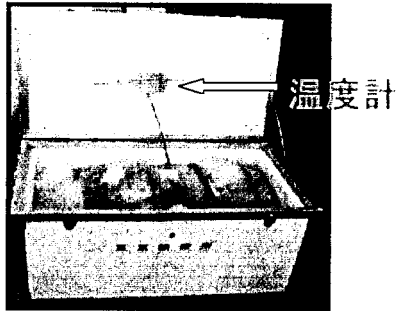


決められた採  
取方法で採取  
開始

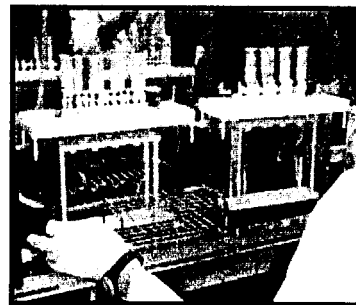
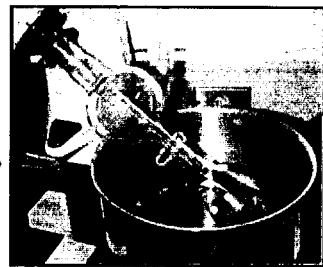




## 検体の受付



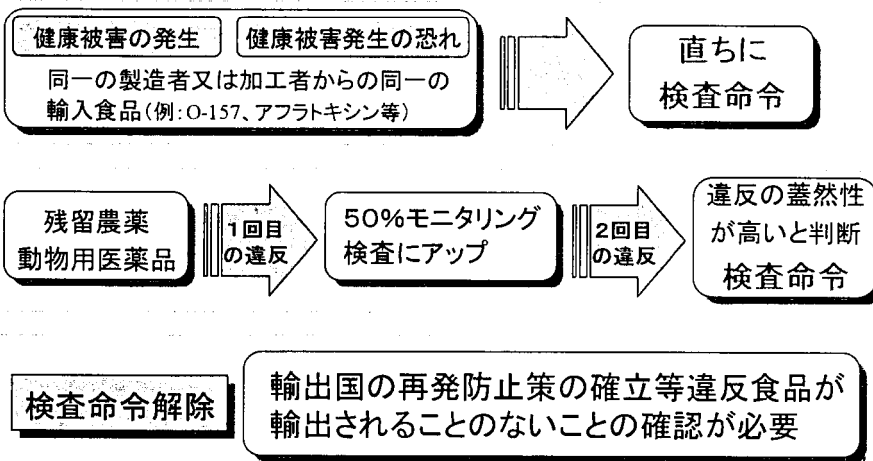
## 理化学検査の流れ



18

# 厚生労働大臣による検査命令

## 検査命令発動の要件



# 検査命令

・全ての国の9品目及び23カ国・1地域の126品目(平成17年9月30日現在)

(全輸出国からの9品目の食品と検査項目)

品目名	検査項目	品目名	検査項目
フグ	魚種鑑別	ミックススパイス	アフラトキシン
すじこ	亜硝酸根	シアン化合物含有豆類	シアン化合物
落花生及びその加工品	アフラトキシン	キャッサバ及びその加工品	シアン化合物
ピスタチオナッツ	アフラトキシン	乾燥いちじく	アフラトキシン
ブラジルナッツ他	アフラトキシン		

## 届出・検査・違反状況

	平成17年4月～9月	平成16年度同月実績
届出件数	945,349 件	883,918 件
輸入重量	13,370 千トン	12,348 千トン
検査総数	96,107 件	90,937 件
割合	10.2 %	10.3 %
違反件数	432 件	484 件
割合	0.05 %	0.05 %

21

## おもな食品衛生法違反事例(平成16年)

違反条文	違反件数	構成比(%)	主な違反内容
6 有毒・有害物質等を含有する食品等の販売等の禁止	151	13.7	落花生、ピスタチオナッツ、ハトムギ、スパイス等のアフラキシンの検出、 有毒魚種の混入、下痢性・麻痺性貝毒の検出
9 病肉等の販売等の禁止	3	0.3	食肉・食肉製品の衛生証明書の不備
10 指定外添加物の販売等の禁止	142	12.8	サイクラミン酸(酒、菓子、調味料)、TBHQ(菓子、調味料)、ポリソルベート(ソース、調味料)、指定外添加物(パテントブルー、キノリンイエロー、アゾルピン)
11 規格基準に違反する食品等の販売等の禁止	761	68.8	農薬、動物用医薬品の残留基準違反(シベルメトリン、クロルピリホス、テトラサイクリン系、エンロフロキサシン、ストレプトマイシン)、 冷凍食品の微生物基準違反(一般生菌数、大腸菌群)、 添加物の使用基準違反(二酸化イオウ、ソルビン酸、安息香酸、過酸化ベンゾイル)
18 規格基準に違反する器具・容器包装の販売等の禁止	41	3.7	合成樹脂性、磁性性器具の規格基準違反(鉛、カドミウム、 蒸発残留物、ホルムアルデヒド)
62 おもちゃ(乳幼児用)への準用規定	8	0.7	指定外着色料の溶出

22

## 海外情報に基づく緊急対応

- ・ 海外における食品安全情報の積極的な収集
    - 在外日本大使館
    - 国立医薬品食品衛生研究所安全情報部
    - 食品安全委員会事務局情報・緊急時対応課 等
  - ・ 問題の食品が我が国に輸入されている場合には、流通状況調査、回収、輸入時検査強化
- 具体例: 米国産アーモンド、中国産はるさめ 等

23

## 輸出国における衛生対策の推進

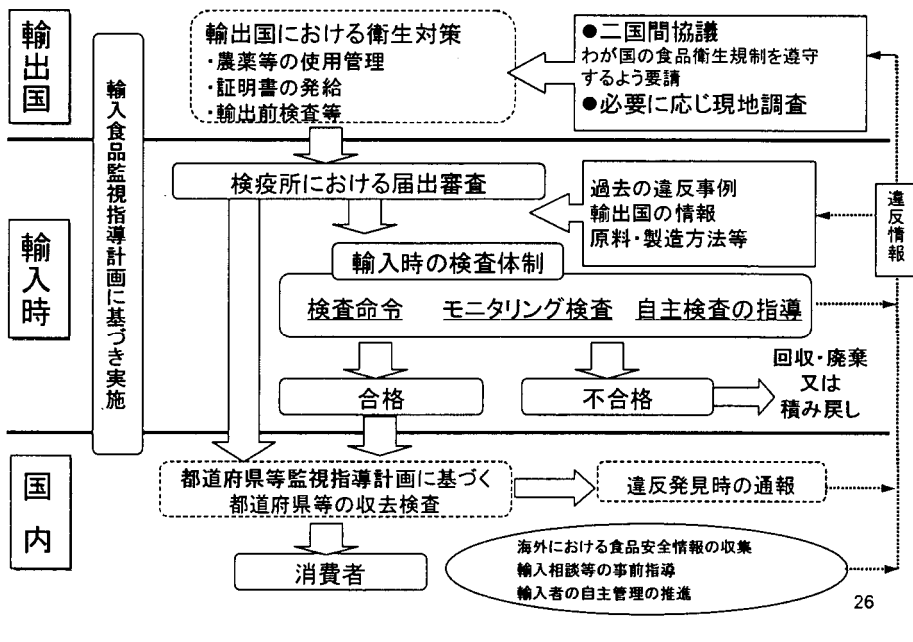
- ① 我が国における食品安全関連情報の提供、JICA等が実施する開発途上国の食品衛生担当者の研修の実施
- ② 検査命令が実施されている輸入食品等について、輸出国政府に対する違反原因の究明及び再発防止策の確立を要請
- ③ 現地調査や2国間協議を通じて、農薬等の使用管理、監視体制の強化、輸出前検査の推進を図る
- ④ 生産段階での安全対策の確認が必要な場合には、専門家を輸出国に派遣

# 輸出国に対する衛生対策 強化要請例

- ⊕ 中国産養殖うなぎ(動物用医薬品)
- ⊕ 中国産ハトムギ(カビ毒)
- ⊕ 中国産ソバ(カビ毒)
- ⊕ 韓国産ヒラメ(動物用医薬品)
- ⊕ 韓国産パプリカ(残留農薬)
- ⊕ タイ産ハトムギ(カビ毒)
- ⊕ タイ産バジルシード(カビ毒)
- ⊕ 台湾産養殖うなぎ(動物用医薬品)
- ⊕ 米国産とうもろこし(カビ毒)

25

## 輸入食品の監視体制等の概要



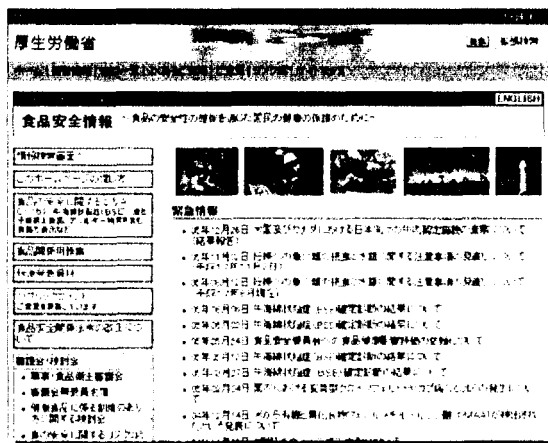
26

## 違反が判明した場合の対応

- 違反食品が国内流通
  - 関係の都道府県等と連携し、回収等の措置（国と都道府県等との役割の明確化）
- 都道府県等により違反輸入食品の発見
  - 当該情報に基づき輸入時の検査強化
- 違反のあった輸入者に対する措置
  - ✓原因究明の調査、再発防止対策
  - ✓同一製品を再度輸入する場合にあっては、サンプル品の検査等による改善が図られていることの確認
- 違反を繰り返す輸入者に対する営業の禁・停止
- 輸入食品の違反情報の公表（ホームページ）

27

## 厚生労働省 食品安全情報



- ◆ 緊急情報
- ◆ 食の安全に関するQ&A
- ◆ 食の安全に関するリスクコミュニケーションの取り組み
- ◆ 分野別施策
  - 食中毒
  - 食品添加物
  - 食品中の残留農薬・動物用医薬品・飼料添加物
  - 牛海綿状脳症 (BSE)
  - 遺伝子組換え食品
  - 健康食品
  - 輸入食品



<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/index.htm>

